

平成30年7月18日

第13回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 平成30年7月18日(水) 午後3時
2. 会 場 北信支所 大会議室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者
事務局 長 石川 英弥
庶務係 長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 福島農業振興地域整備計画に対する意見決定について
- 第8号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日欠席の届出ありません。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第13回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

2番：佐藤 秀雄 委員、14番：渡邊 賢一 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日16時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(240件)】

合計240件、平成30年7月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2頁をお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転10件、賃借権設定3件、贈与が2件、計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番(発言を求める。)

議長 6番(発言を許可する。)

6番 区域番号2番、整理番号1番から4番までのご説明をいたします。整理番号1番は経営規模の拡大で花卉を作る予定です。整理番号2番、譲受人・譲渡人は兄弟で桃を作る予定です。整理番号3番、譲受人は新規就農で近くに畑を借りておりイチゴを栽培する予定です。整理番号4番、譲受人は、浪江町からの避難者であり浪江町でも耕作をしておりました。今の住まいは申請地近くで、野菜を栽培する計画です。以上、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番から3頁9番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号9番については、私が申請しました農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分に関する案件ですので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から一時退席いたします。

議長 議事を一時休議します。10番退席願います。

10番 （一時退席をする。）

議長 それでは議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号5番から9番までご説明申し上げます。5番6番に関しましては、譲受人が住宅地の中の小さい農地をまとめて耕作するものであります。7番8番につきましては、区域協議会でも議論があったところがございますが、面積が大きく、俗に開パと呼ばれるところであります。譲渡人が法人で、法人の所有者が変わり、別な農地所有適格法人に農地の所有権を移転し、牧草地にするとのことです。もともと農地で、山林化しているところを、重機等を使い農地に復帰させ、牧草を植えるとのことですので問題ないと思われま。ただ、その後ソーラーシェアリングの予定があるとのこと、区域の農業委員だけでなく、区域の区長をはじめ、関係の代表の方に相談していきたいと思いますが、今回につきましては農地を取得し耕作するとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断されました。9番につきましては、以前に取得した農地に入出入りするのに不便だったため、道路沿いの農地を取得するものであります。以上区域協議会では問題なく承認されましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号7番8番、後に出てくる15番の案件につきまして、住所が福島市外であることから、現地に法人の従業員が勤務するようになるのか。農地法で定められた法人構成員が現地で働くのかどうか確認したい。2点目としてソーラーシェアリングについて、ある程度の高さのある営農型でなければ、農地の上に設置できないはず、そのへんは議論されたのか。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 調査書をごらんください。譲受人の法人は、他市で営農型発電を行っておりまして、2～3メートルの柱を立て、下部で朝鮮人参等を耕作しております。地域の人を雇って耕作する予定であります。ソーラーシェアリングするにあたって、牧草を作ることが向いているのかはこれから議論すべき問題と考えます。今回山林化している農地を復元して牧草を植える予

定であることから、区域協議会では承認されました。ただ、区域協議会でも問題とされたのは、50町歩もの山を裸にすると排水路がないため、2つの河川に一気に水が流れ込む危険があり、河川に木も生えていることから整備するよう譲受人に要望しているところでありませぬ。

議長 事務局からも説明願います。

農地係長 補足説明いたします。譲受人の住所は他市になっておりますが、福島市に支店登記をしており、福島市に住所のある従業員及び構成員がいることを確認しております。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 上の方たちが働くのか。

議長 事務局

農地係長 取締役ではなく、従業員及び構成員に福島市に住所を置くものがあることを確認しております。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 譲渡人は農業を行っていたのか。やっていないとすればまた同じことの繰り返しになるのではないかと。書類上そろっていても前回と同じように山林化して何もしないのではないかと。

議長 8番（発言を許可する。）

8番 譲受人は、過去耕作放棄地としていましたところを、事務局とともに現地調査してまいりましたが、重機を入れて、農地に復元しております。現在も作業は行われており、一気に開墾することで水害が起こらないように対策をするように事業者と話しております。また、譲渡人の法人は買収され、前回の経営者から、経営権が移り譲受人の関係者になつてきているという書類を確認しております。譲受人の法人の関係者に法人の所有権が移転しており、関連会社間での所有権移転と認識しております。また、インターネットなどでも確認できますが、譲受人が他市できちんと営農しているのを確認しております。

1番 山林化しているのであれば農振法、農地法から外すべきではないかと。他市での例もあることから事務局で検討してもらいたい。今回の案件は不安材料が多々あり、例えば買収が絡んでいるということであれば、状況によっては税金の問題なども不安材料となる。農振法、農地法適用除外の方法で考えるべきでないかと。南会津の館岩村の例を研究してもらいたい。

議長 後から農振除外の説明があるが、他の農地は農振除外になっている部分もある。今回の申請地は農振除外とならなかつた農地の話である。

8番 所有者が違つたため、農振除外とならなかつたところもある。

18番 山林化しているところは非農地とすべきでないかと。これから方針を検討すべきではないかと。

8番 今回の申請については、あくまで農地として使用すると申請であり区域協ではやむなしと判断いたしました。

議長 他に質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号10番及び4頁11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号10番についてですが、譲受人の経営規模拡大につき調査の結果問題なし、11番についても自宅付近につき耕作利便で区域協では問題なしと判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号12番及び13番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	区域番号5番、整理番号12番について、譲受人の耕作地の隣であり、経営規模の拡大です。13番は、所有者が耕作できないので、近くに耕作地のある譲受人に話があったものです。区域協では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号14番及び15番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号14番、15番についてご説明をいたします。14番について、譲受人は現在他市に住んでおりますが、福島市内に住居を構えたいとして畑の所有権移転になっております。整理番号15番につきましては、整理番号7番、8番と関連しますが、賃借権の設定で牧草を作るとのことで、シェアリングの話もございました。区域協議会でも下流の雨水の処理の対応について対策がきちんとなされるのであればということで話がありました。いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	譲受人の住所について、避難者について現住所が、議案に載っていないのでわかりづらい。議案書に載せることはできないか。
議長	ただいまの質問について事務局より説明願います。
農地係長	議案書には住民票の登録してある住所を記載しております。避難者の実際の現住所については、参考資料として総会資料と一緒に送付させていただきます。
議長	その他、ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から15番についての15件、原案のとおり許可と決定いたします。10番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

10番 (入室する。)

議長 それでは、議事を再開いたします。

農地係長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

5頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番(発言を求める。)

議長 13番(発言を許可する。)

13番 区域番号4番、整理番号1番についてですが、現在の居住地前に住宅を建築するとの計画で、区域協議会では何ら問題がないと判断したので、審議の程、よろしく願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番(発言を求める。)

議長 15番(発言を許可する。)

15番 整理番号2番でございますが、近接する事業所の駐車場が狭く、貸駐車場にしたい、との申請であり、隣接の営農に支障はないように配慮するとのことでしたので区域協議会では問題はないと判断しました。ご審議の程よろしく願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番までの2件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

6頁をお開きください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処

分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定3件、計11件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。

よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 区域番号1番、整理番号1番、譲受人と譲渡人は親子関係にあり、親の隣に家を作るということで、細長い農地の末端で営農状況へ支障の恐れもないと、区域協議会の方では何ら問題ないということで判断いたしましたので、ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から7頁、6番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 区域番号2番、整理番号2番から6番までご説明申し上げます。整理番号2番は転用目的といたしましてコンビニ敷地、3番、5番は分家住宅敷地、4番、6番は一般住宅敷地でいざいれも、営農条件に支障なく特に区域協議会の中ではこの5件、問題ないということでございましたので、審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号7番の件でございます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号8番ですが、転用目的は建売住宅敷地で区域協議会では問題なしと判断いたしましたので審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号9番についてご説明いたします。露天駐車場敷地ではありますが、現在、譲受人の事業所の駐車場が狭く、路上駐車もあり近隣に迷惑が掛かっている状況もあり、周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 区域番号6番、整理番号10番につきましては、保育園の園庭とのことで区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 8頁をお開きください。区域番号7番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号11番についてご説明をいたします。一般住宅敷地拡張ではありますが、転用面積も少なく周辺営農に支障なしと区域協議会では判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9頁をお開きください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務・除去草木等の保管業務等に係る一時転用で、事業の操業期間変更による事業計画変更に係る許可申請で、いずれも市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番、整理番号1番についてご説明申し上げます。調査書のとおり新たな除染業務を引き受けたとのことで、従前から使用していた場所の期間変更ということで区域協議会では許可相当と判断しましたので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件について原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10頁をお開きください。議案第5号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番についてご説明申し上げます。5月17日に、事務局と私とで現場確認をいたしまして、施設の概要にあるとおり利用されていることを確認いたしました。区域協議会では願ひ出については適当と判断させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意

見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第5号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11頁をご覧ください。議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。一般の利用権設定が100件、302,719㎡、所有権移転が1件、2,560㎡、JAふくしま未来・農地利用集積円滑化団体への貸付分22件、48,769㎡で、いずれも経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

12頁をご覧ください。

一般分の利用権設定ですが、区域番号1番、整理番号1番から13頁6番までの6件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 1番から6番までについてであります。農業経営基盤強化促進法の目的でもあります地域の担い手を育成するという趣旨からも、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号7番から、15頁、15番までの9件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 区域番号2番、整理番号7番から15番でございますが、新規設定、再設定ともに受人に問題なく、区域協議会では問題なしと判断をいたしましたので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号16番から18頁、31番までの16件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号16番から31番の案件についてですが、再認定については問題な

し、新規認定についても自作地続きや自宅近くで受人に問題なしと区域協議会では判断したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号32番から20頁42番までの11件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号32番から42番の案件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者はすべて営農しており区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号43番から23頁58番までの16件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号43番から58番までの16件であります。新規・再設定ともに適正に耕作されるものと、区域協議会では判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号59番から28頁78番までの20件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号62番については、私が利用権の設定を受ける者となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」から一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番退席願います。

20番 （一時退席をする。）

議長 それでは、議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号59番から78番の20件であります。新規は利用権を設定する者が、高齢化しており耕作できず、近隣の耕作者が、適正に耕作されるものと、区域協議会では判断いたし

ましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号79番から32頁、100番までの22件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号79番から100番の22件であります。新規、再設定ともに、適正に耕作されるものと、区域協議会では判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 32-1頁をご覧ください。所有権移転各筆明細について、区域番号4番、整理番号1番1件の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号1番の案件でございます。区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 農振決定などの議案もありますので、会議の延長を5時までとしたいと思いますが、ご意見ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、会期を5時までといたします。では次の説明をお願いします。

農地係長 次に、JAふくしま未来貸付分ですが、33頁、区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番の案件でございますが、農用地利用増進に絡んで農用地の利用集積を図るものであります。高収益作物の都市型農業を展開しており地域の担い手として区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議よろしくお願いいたしますと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	区域番号2番、整理番号2番の案件でございますが、再設定であり区域協議会では問題なしと判断しましたので審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番から36頁14番までの12件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	区域番号4番、整理番号3番から14番までの案件でございますが、区域協議会では問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	区域番号5番、整理番号15番から37頁20番までの6件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号15番から20番の6件でございますが、新規と再設定ともに区域協議会では問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	区域番号7番、整理番号21番及び22番の2件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号21番22番の案件でございますが、いずれも再設定であり区域協議会では問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕

議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり許可いたします。
	20番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
20番 議長	(入室する。)
	それでは、議事を再開します。
	次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
農地係長	38頁をお開きください。
	議案第7号、福島農業振興地域整備計画に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に基づき、福島市長より福島農業振興地域整備計画について意見を求められたものです。詳細については農業振興室次長から説明申し上げます。
農業振興室	それでは農業振興室より内容を説明させていただきます。39頁をご覧ください。現在の福島農業振興地整備計画については平成20年12月に策定いたしまして、計画につきましてはおおむね10年で見直すこととなっており、現地調査を行い、関係機関と合意等を得ながら計画の見直し作業を行っておるところでございます。本日の総会に先立ちまして、各区域協議会において皆様にご説明させていただきました。見直し内容と資料の詳細については議案書のとおりでございます。今後の予定といたしましては、農業委員会総会に諮るとともに、その他関係機関等に諮った後、県協議、公告縦覧等、県同意を経てこの秋の計画策定を予定するものであります。なお、今回の案につきましては県協議、公告縦覧の過程におきまして修正が行われる可能性があることも併せてご報告いたします。どうぞご審議の程よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
19番 議長	議長19番(発言を求める。)
	19番(発言を許可する。)
19番 議長	見直しについて、地権者の意見を取り入れることはないのか。
	農業振興室
農業振興室	議案40頁に記載ありますとおり、農用地区域については、法律で一定基準が決まっております。10ha以上は集団的農地とみなされる部分は農用地区域内に編入する農地となり、10ha未満の集団的農地、山林化している荒廃農地は農用地区域内から除外する農地となっております。基準に基づき現地調査の結果判断したものととなります。また1筆ごとの指定となりますので全農地の所有者の合意を得ることは現実的には不可能であります。なお、所有者の方や農業者の方の意見を汲み取るために、本日の農業委員会総会やまた公告縦覧の期間に正式に異議申し立ての期間を設けながらこちらを定める手続きとなっております。
19番	農振除外しない部分に団体名義で持っている農地があり、今回の採決で農業委員の責任にされるのではないのか。また除外しない部分について営農型太陽光発電の話があり、あわせて手続きできないのか。
議長	農業振興室
農業振興室	地権者として農振除外をしてほしいというご意見もあるでしょうが、基準に基づいてこちらは判断しており、農地を守る立場として皆様には判断いただき、開発などの理由があれば後日、農振農用地除外の審議を経て計画として妥当であれば、除外をすることができる。農振

除外の方法が今後取れなくなるというわけではないので、その辺をご理解いただきたい。また、山林化しているところについては農振除外後、再エネ法の利用により農地として使うわけではなく、環境部や関係各課との協議が必要になってくる。

農地係長

議長

議長

事務局

農地係長

福島市内で複数の発電事業者から相談はあります。その中で営農型のソーラーシェアリングとして、農地で営農しながら、2～3mの柱を立てて上部に太陽光パネルを設置するのが営農型となります。また再生可能エネルギー法、通称、再エネ法がありますが、山林化して農地として再生困難な農地に太陽光パネルを設置するもので、農地転用の許可の判断が必要となります。再エネ法については協議会を設けて専門家の意見等を聞くことになっております。

庶務係長

議長

議長

事務局

庶務係長

再エネ法は、山林化しており再生困難な農地を農振除外後、転用するものであります。今回除外の対象にならないところは、牧草地で農地であり、再エネ法が使えないため、営農型ソーラーシェアリングを利用する方法となります。

議長

他にご意見、ご質問ございませんか

〔異議なし。〕

議長

それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長

異議なしと認め、議案第7号 福島農業振興地域整備計画に対する意見決定について、原案のとおり決定いたします。

ここで会期を5時15分まで延長を求めます。よろしいですか。

〔異議なし。〕

議長

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

庶務係長

43頁をご覧ください。議案第8号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切なものであること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が8月2日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。新規の認定農業者につきまして、44頁の区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、内容については「議案書」に記載のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番

議長13番（発言を求める。）

議長

13番（発言を許可する。）

13番

区域番号4番、整理番号1番、2番についてご説明いたします。ともに新規認定農業者として、営農に一生懸命取り組んでおりますので、区域協議会では何ら問題ないと判断いたしました。みなさんのご審議よろしく申し上げます。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号6番、整理番号3番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	区域番号6番、整理番号3番の件ですが、息子さんが本格的に営農開始したとのことで、何ら問題ないと区域協議会で判断されました。みなさんのご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	45頁をご覧ください。次に認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、内容については「議案書」に記載のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	区域番号1番、整理番号1番、2番に関しまして、福島市の認定農業者の所得目標に達するのは現実的に容易ではないとは思いますが、整理番号1番は雇用をしながら新しい技術を取り入れ、2番は常時雇用者を雇って先を見ている農家の方でありますので、この2人に関しては再認定にしていけないといけないと区域協議会では判断いたしました。みなさんのご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号3番、整理番号3番の1件、内容については「議案書」に記載のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	区域番号3番、整理番号3番についてですが、夫婦で果樹を行っており、何ら問題ないと思います。みなさんのご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号4番から、46頁8番までの5件、内容については「議案書」に記載のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号4番から8番までの5件について、みなさん果樹農家で一生懸命やっております、目標

達成可能と区域協議会で判断いたしました。みなさんのご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号5番、整理番号9番及び47頁10番の2件、内容については「議案書」に記載のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号9番、10番について区域協議会では目標達成可能と判断いたしました。みなさんのご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号6番、整理番号11番及び12番の2件、内容については「議案書」に記載のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号番11番から12番について、5年後に目標が達成されると区域協議会では判断しましたことをご報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号7番、整理番号13番及び14番の2件、内容については「議案書」に記載のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号13番、14番いずれも再設定であり、区域協議会では適当と判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 48頁をお開きください。次に、認定農業者の変更認定について、区域番号3番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号1番について現状は養鶏のみでありましたが、遊休農地を借りて利

用権設定を行い、WCSの栽培も始めるとのことで改めて申請したものであります。よろしくお願いたします

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 49頁をお開きください。次に、認定新規就農者について、区域番号7番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番について、ご説明申し上げます。新規就農したばかりでありまして、経営計画は複合計画となっておりますが、現在は田んぼを少し作付したばかりで、ブドウの作付の準備をしていると伺っております。改善計画にある通り将来はワイナリーを作りたいとありまして、フランスで5年間ぐらいワインの修業をしてきたとのことであります。今のところ経営基盤をお持ちではないですが、地元で見守りながら、育てていきたいと区域協議会で判断いたしました。みなさんのご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第8号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決について、新規認定の農業者について3件、認定農業者の再認定について14件、認定農業者の変更について1件、認定新規就農者について1件、計19件について原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願いたします。

農地係長 議案書50頁、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について19件について、記載内容の受理を行っております。
議案書53頁、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、8件について記載内容の受理を行っております。
議案書55頁、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、17件について記載内容の受理を行っております。なお、整理番号1番のみなし後退道路とは、道路が4mに満たない場合につきましては、拡幅した道路の面積です。議案書59頁、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、12件について記載内容の受理を行っております。
議案書62頁、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、4件について記載内容の受理を行っております。
議案書63頁、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、6件について記載内容の受理を行っております。
議案書65頁、報告第7号、農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について、1件について、記載内容の証明を行っております。報告は以上です。

議長	只今の報告について、ご質問等ございませんか。 〔質問等なし。〕
議長	ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。
会長職務代理	続きまして、7月2日に開催された「第2回全国桃サミットインふくしま」について、大宮篤司会長職務代理より報告していただきます。 7月の2日に、セレクトンホテル福島で行われました全国桃サミットインふくしまに参加してまいりました。全国から山梨県、和歌山県、岡山県、秋田県、地元から福島県から出席者が参加しました。概要を申し上げます。福島県知事が来賓としていらっしゃいました。基調講演と致しましてタレントのなすびさんが、「風評に打ち勝つ！～フクハキテイマス～」という題名で基調講演を行いました。パネルディスカッションとしてテーマとして桃の産地振興へのアプローチを福島大学の高田助教授がコーディネーターとして、パネラーとして山梨県の笛吹市長の山下さん、伊達市長の須田さん、JAふくしま未来の菅野組合長、福島県の観光物産館の館長桜田さん、無印良品の商品開発にも携わった株式会社陽と人の小林さんが参加いたしました。その中でも小林さんは地域の桃にほれ込んで会社を立ち上げた経過もございまして、場所に人は来ない、コンテンツに人が来るという話もございました。大変盛り上がった会議でありましたが、次回の開催の確定はしておりませんでした。以上です。
議長	ありがとうございました。続きまして、7月3日、4日に開催された平成30年度北海道・東北ブロック女性農業委員等研修会について、油井妙子委員からご報告をいただきます。
油井委員	7月3日に北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会が行われました。例年ですと11月の会議でしたが、諸事情により変更になりまして、参加して参りました。4日が福島県内の女性の農業委員の国見の道の駅の見学ということで参加して参りました。3日の研修会につきましては呑田理美子さんの都路村の「ペンション経営から見た農村への誘客」、国見町に移住しました小林味愛さんの「地域資源の価値化による地域の活性化」と題しまして二人の講演をお聞きしました。呑田さんの講演で印象に残ったのは自分ではどうにかしようとするのではなく、地域で何が見えるのか、何がいいのか、何が足りないのかを地域みんなで話し合い書き留めて、その中から地域のいいところを見つけようとし、宿泊施設がないのなら古民家をペンションにしようとする点です。続きまして小林さんの講演についてですが、若い人に農業に関心を持ってもらうこと、普段は捨ててしまうようなところ、例えば桃の規格外の商品があり、求める人があるのであれば販売をしていく。一つ一つの商品について、私たちが何をやるかではなく、消費者が何を求めているか、消費者に喜ばれるかを考えて売れる商品作りをしているとのことでした。 4日は国見の道の駅の見学をいたしました。国見町は千年の町として、情報発信の場を道の駅に整備しようと基本計画をたて、38人の活力のある街づくり検討委員が設置され、その中に女性農業委員が2名参加しているとのことでした。
議長	ありがとうございました。次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしましたが追加、変更等があれば、事務局より報告願います。
農地係長	追加、変更等ございません。
議長	その他、皆様からなにかございませんか。 〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。
会長職務代理 (会長職務代理よりあいさつ)
慎重審議ありがとうございました。これで第13回総会を終了いたします。

(午後5時15分)

平成30年7月18日

これは、福島市農業委員会第13回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 2番 _____

議事録署名人 14番 _____